

第 46 号議案

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例の件

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市印鑑条例の一部を改正する条例

神戸市印鑑条例（昭和47年10月条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（キオスク端末による印鑑登録証明の申請）</p> <p>第16条 印鑑の登録を受けている者は、キオスク端末により印鑑登録証明を受けようとするときは、<u>個人番号カード又は電気通信事業法（昭和59年法律第86条）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する移動端末設備利用</u>者証明用電子証明書が記録</p>	<p>（キオスク端末による印鑑登録証明の申請）</p> <p>第16条 印鑑の登録を受けている者は、キオスク端末により印鑑登録証明を受けようとするときは、個人番号カードを用いて、かつ、キオスク端末に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力することにより、市長に申請をしなければならな</p>

されているものに限る。）を用いて、かつ、キオスク端末に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）を自ら入力することにより、市長に申請をしなければならない。

い。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるため。